

< 証明書記載例 >

- 赤字 → 設備メーカー記入箇所
- 青字 → 工業会記入箇所
- 緑字 → 設備ユーザー記入箇所

(一社) ●●●●工業会指定用紙	
整 理 番 号	1 2 3 4 - 5 6
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書

1 段目には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類（機械及び装置、器具及び備品、工具など）を記入。2 段目には、器具備品であれば、「陳列だな及び陳列ケース」のように同省令の細目を記入。

当該設備の概要	減価償却資産の種類	器具及び備品
	設備の種類又は細目	カメラ
	設備の名称	デジタルカメラ
	設備型式	2015年式 ○○○○
	本社名・事業所名	株式会社○○○○ ○○店

事業所名だけでなく、本社名まで記載。

< 具体例 : デジタルカメラ 株式会社○○○○製 >

該当要件を満たしているかについては、設備メーカー等は裏付けとなる資料等を準備した上で、チェックシート（様式2）を記入。

チェックシート（様式2）で記入した①販売開始年度、②取得（予定）年度をそれぞれ記入。
② - ①を行い一定期間内であるか記入。

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間（注1）内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度（西暦）： 2015年度（注2） ②取得（予定）日を含む年度： 2018年度（注2） ② - ① = 3年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」（旧モデル比生産性年平均1%以上向上）に該当するか （※）当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
	該当要件への当否		1. 該当 2. 非該当

（注1）一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。
（注2）年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

どの該当要件にも「1. 該当」にチェックが入る場合に限り、該当要件への当否は「1. 該当」にチェックが入ります。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦2018年6月20日
〒108-0023
東京都港区芝浦3-8-10 MA芝浦ビル
一般社団法人カメラ映像機器工業会

代表理事会長 印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

西暦2018年6月6日

製造事業者等の名称 株式会社〇〇〇〇

製造事業者等の所在地 〇〇県〇〇市〇—〇—〇

代表者氏名： 〇〇 〇〇 印

担当者氏名： 〇〇 〇〇

所属： 〇〇部

担当者連絡先(電話番号)： 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

当初認定を受けた経営力向上計画または先端設備等導入計画に記載した設備の所在地が市町村を越えて変更となった場合、設備ユーザーが設備所在地の変更前と変更後を記入

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地」】又は【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3. 先端設備等の種類」の「所在地」】について変更がある場合

	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)
変更事項 (注3)	〇〇県上藤市	〇〇県夏川市

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。